

# 豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日経営第4530号・21農振第1598号 最終改正 平成30年3月12日29経営第3241号）に基づき、豊橋市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が、遊休農地に関する措置を行った農地について農地法（以下「法」という。）第2条第1項の「農地」に該当するか否かを判断する非農地証明の事務処理に必要な項目を定める。

## （定義）

第2条 非農地証明とは、法第2条第1項に「農地」として農業委員会が登録している土地について、現況が農地以外であることを証明する事実行為をいう。

## （農地・非農地の審査）

第3条 農業委員会は、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号 農林水産省農村振興局長通知。以下「調査要領」という。）に基づき、豊橋市長（以下「市長」という。）と協議し、荒廃農地の区分でB分類と判断した農地のうち法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要な農地を「農地・非農地の判断対象地リスト」（様式1号）に記載し、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員おおむね3人と事務局職員で対象農地の現況調査を行う。

- 2 農業委員会は、前項の現地調査を行う前にその土地の所有者等に対し、「耕作放棄地の農地・非農地の判断に係る事前通知書」（様式2号）によりその土地が農地に該当するか否かの判断を行なうことを通知する。
- 3 農業委員会は、農地所有者から法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断を求める「非農地証明（遊休農地）願出書」（様式3号）（正副各1部）の提出があった場合は、第1項と同様の手続きを行う。

(判断基準)

第4条 法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準については、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとする。

- (1) 対象地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
  - (2) 前号以外の場合であって、対象地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合
- 2 前項の判断基準を満たしていても次の各号のうち一つでも該当する場合は、「農地」に該当するか否かの判断を行なわないものとする。
- (1) 法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合又は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合
  - (2) 対象地が、土地改良区の受益地の場合又は該当土地改良区からの地区除外の手続きの完了見込みがない場合
  - (3) 対象地が、調査要領に規定する荒廃農地の区分のB分類又はB分類相当と判断されない場合
  - (4) 対象地が、相続税・贈与税納税猶予及び農業者年金の資格要件に影響を及ぼす場合

(総会の審議)

第5条 農業委員会の委員の会議（以下「総会」という。）において、前々条の現況調査及び前条の基準をもとに法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかを審議し、決定をするものとする。

(通知)

第6条 農業委員会は、対象地が法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断をした場合は、次の手続きを行なう。

- (1) 対象地の所有者等に対しては、「農地」に該当しない旨等を内容とする「非農地通知書」（様式4号）を送付する。

- (2) 市長に対しては、「非農地通知一覧表（台帳）」（様式5号）及び前項の通知書の写しを提出する。
- (3) 愛知県、名古屋法務局豊橋支局等の関係機関に対しては、前項の一覧表を送付する。

（農地台帳の整理）

第7条 農業委員会は、前条第1項の通知を行った場合は、対象地についての農地台帳の整理等を行う。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については農業委員会が定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月20日から施行する。

附則

この要領は、平成31年3月28日から施行する。